

2021.10.28
関係者協議会

図書館資料公衆送信サービスに係る関係者協議会 主な検討事項（案）

※以下は図書館資料公衆送信サービスの開始までに最低限関係者間において検討が必要と思われる主な事項を列挙したものであり、今後の議論状況によって追加変更の可能性がある。

1. 送信対象資料に関する事項

(1)送信することができる著作物の分量（第31条第2項）

①送信分量が限定される場合

- ・全部の送信が認められる著作物（下記(3)）であっても全部の送信が認められない場合
 - ・現行解釈の「著作物の一部分」よりも狭い範囲での送信とすべき場合
- ※現行の複写サービス（第31条第1項）における利用者への複製物の提供では、「著作物の一部分」とは「少なくとも半分を超えないもの」と解釈されている。

②図書館等において、①に該当するか否かを識別する方法

(2)「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に関する具体的な解釈・運用（第31条第2項ただし書）

①ただし書に該当するか否かの判断基準

- ・送信対象から除外する資料の特定
 - 分野・発行形態（電子配信の実施状況等）・用途・価格等で類型化するのか、除外手続を設けて個別に除外する資料を特定していくのか。
- ・送信することができる著作物の分量（上記(1)）
- ・送信する際のデータの精度（画質等）

②図書館等において、ただし書に該当するか否かを識別する方法

(3)全部の複製・公衆送信が認められる著作物の範囲（第31条第1項・第2項）

※今回の改正では国等の周知目的資料など、全部利用を認めても「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情」がある著作物を政令で定めることとしている。

①複写サービスと公衆送信サービスで、全部利用が認められる著作物の範囲を別々に定めるか（具体的には、下記②の著作物の範囲をどう考えるか。）

②検討対象となる著作物

- ・国等の周知目的資料

- ・短詩型、イラスト、写真、地図、辞書の1項目等、著作物全体の分量が比較的少ない著作物（これらの著作物が写り込んで複製される場合については、従来は、「複製物の写り込みに関するガイドライン」で対応）
 - ・発行後相当期間を経過している書籍（定期刊行物ではないもの）に掲載された個々の著作物（論文集の1論文など）についても全部利用のニーズが指摘されているが、これをどう考えるか。
 - ・発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物の取扱い
- ③図書館等において、全部利用可能な著作物か否かを識別する方法

(4)保護期間が満了している著作物（許諾不要・補償金支払不要）の取扱い

- ①保護期間が満了しているか否かの確認方法
- ②保護期間が満了しているかどうか分からない場合の取扱い

2. 補償金に関する事項

(1)補償金額案の料金体系・水準に関する検討

- ①料金体系・水準の算定方法
 - ・権利者の逸失利益を補填できるだけの水準の額の算定
 - ・個別の送信ごとに課金する料金体系の策定
 - ・著作物の種類・性質や、送信する分量等に応じたきめ細かな設定の方法
- ②図書館等における算定手順

(2)補償金の徴収・分配スキームに関する検討

- ①利用者からの徴収方法（支払手段、支払先等）
- ②権利情報の集約・データベースの構築
- ③送信実績として記録・提出すべき情報、記録・提出方法

3. 図書館等及び図書館等の利用者に求められる要件に関する事項

(1)「特定図書館等」が満たすべき具体的な要件・基準（第31条第3項）

- ①責任者の配置（第1号）
- ②特定図書館等が職員向けに行う研修項目、実施方法等（第2号）
- ③利用者情報の適切な管理（第3号）、データの目的外利用を防止し、又は抑止するための措置の内容（第4号）等、内部規則で最低限定めるべき事項
- ④業務を適正に実施するために必要な措置の内容（第5号）

(2)特定図書館等に利用者が登録すべき情報（第31条第2項）

- ①登録させるべき情報
- ②登録することが可能な利用者の範囲

(3)データの不正拡散を防止し、又は抑止するための措置の内容（第31条第2項第2号）

- ①電子ファイルへ利用者情報を埋め込む措置や、利用規約で不正拡散等の禁止を定め、違反した場合に利用停止等の措置を講ずることなど、講ずべき措置の内容

4. 事務処理スキームに関する事項

(1)事務処理スキームに関する検討

- ①申請受付から送信・補償金支払までの具体的な手順
- ②図書館等における事務負担軽減の方策
- ③調査研究目的等の各要件の確認方法

(2)システム・データベースに関する検討

- ①必要なシステム・データベースの内容
- ②上記①を準備・管理する主体、費用負担

以 上